九十九里町地域おこし協力隊
協力団体（地域商社）募集要項

地域おこし協力隊員と共に活動し、その成長を導くパートナーを募集します。

第１章　事業の目的と概要

九十九里町では、人口減少と高齢化が進む中、地域に賦存する農林水産物・食・技・観光資源等の価値を、地域外の市場に届けて収益に変え、その収益を地域内に還元する「稼ぐ地域」づくりを進めています。

この目的を達成するため、本町は、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）及び「九十九里町地域おこし協力隊設置要綱」（令和7年告示第64号）に基づき地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の導入を予定しています。隊員は、本町と業務委託契約を締結し、地域協力活動に従事します。

本募集は、この隊員と共に活動し、地域商社機能を活かして隊員の活動を導く事業者（以下「協力団体」という。）を募集するものです。協力団体は、隊員を受け入れる立場ではなく、対等なパートナーとして現場を共にし、ノウハウとネットワークを提供して隊員の自立と定着を導く役割を担います。

第２章　本要項における「地域商社機能」の定義

本要項において「地域商社機能」とは、地域の産品・サービスを地域外の市場に販売し、その収益を地域内に還元するために必要な、次の機能のうち複数を組み合わせて有することをいいます。応募にあたっては、以下のうち自らが担う機能と、隊員と共に担う機能を明確にしてください。

機能	内容
① 販路開拓機能	都市部の小売・卸・飲食・EC モール・百貨店・ふるさと納税等への販路を開拓し、安定した販売先を確保する。
② 商品開発・６次産業化機能	一次産品にとどまらず、加工・販売までを一体的に手がけ、新商品の企画・開発により付加価値を高める。
③ ブランディング・情報発信機能	地域の物語やストーリーを価値に変え、ブランドとして確立し、情報発信する。
④ 商流・物流構築機能	受発注、在庫、配送、決済等の仕組みを整え、生産者が生産に専念できる環境をつくる。
⑤ 収益の地域内還元機能	販売により得た利益を生産者・地域に還元し、新たな雇用と投資を生み出す。
⑥ 関係人口・移住定住創出機能	販売・体験・交流を通じて地域のファンを増やし、関係人口・移住者を生み出す。

第３章　応募対象

応募することができる者は、次のいずれにも該当する法人または団体とします。

- 九十九里町内に本店または主たる事業所を有し、町内で事業活動を行っている、または本募集の採択を機に町内に事業所を設置する予定の法人等（株式会社、合同会社、協同組合、一般社団・財団法人、NPO 法人、地域運営組織等）。
- 地域商社機能を有する者。または本募集の採択後にこれを有する計画を明確に有する者。
- 町税の申告義務を有する者にあっては、町税を滞納していない者。
- 本要項第４章の応募要件を全て満たす者。

第４章　応募要件

(1) 基本要件

・九十九里町の総合計画・地域創生戦略・過疎地域持続的発展計画等の推進方針の具現化に資するため、官民連携・協働の重要性を認識し、民間活力の活用による地域活性化事業の創出・振興を目指すこと。
・町内の産業経済団体・地域団体・生産者等と連携・協働して、地域の活性化を目指すこと。
・隊員と対等なパートナーとして共に活動し、隊員の成長を導く意思と体制を有すること。
・事業を継続的・安定的に運営する経営基盤（財務・組織体制）を有すること。
・本町との協定（第７章参照）に基づく財政支援を伴わない協力関係に、対等なパートナーとして主体的に参画する意思を有すること。

(2) 地域商社機能に関する要件

・第２章に掲げる地域商社機能のうち、複数の機能を有すること。または採択後に有する具体的な計画があること。
・隊員と共に取り組む活動が、地域産品の販路開拓・商品開発・情報発信・関係人口創出等、地域外への販売・発信に資する内容であること。
・隊員の活動を通じて、地域内の生産者・事業者に経済的な還元が見込まれること。

(3) 隊員との協働・指導に関する要件

協力団体は、隊員を受け入れるのではなく、共に活動し、導く立場として、次の要件を満たす必要があります。

・隊員と共に現場に立ち、地域商社事業の実務を協働して進めること。
・隊員に対し、販路・取引先・生産者・関係機関等のネットワーク及びノウハウを提供し、助言・指導を行うこと。
・隊員が段階的に自立して活動できるよう、役割と権限を計画的に委ねていくこと。
・隊員は協力団体の従業員ではなく、本町と業務委託契約を締結する者であることを理解し、雇用関係・指揮命令関係に基づかない対等な協働関係を築くこと。

(4) 欠格事項（応募できない者）

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者。
・業務の内容が公序良俗に反する者。
・役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号）である者、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
・その他、協力団体としてふさわしくないと認められる者。

第５章　協力団体の役割・業務内容

協力団体は、隊員を受け入れるのではなく、隊員と共に活動し、地域商社機能の担い手として隊員の活動を導く立場にあります。本町と協力しながら、次の事項に取り組むものとします。

(1) 共に活動する（協働）

・地域商社事業の現場（産品の仕入れ、販路開拓、商談、商品開発、情報発信等）を隊員と共に担うこと。
・隊員が参画できる具体的な業務・役割を用意し、実践の場を提供すること。

・地域の生産者・事業者・関係機関との橋渡しを行い、隊員の活動の輪を広げること。

(2) 導く（指導・助言）

・隊員に対し、地域商社事業に関する知識・ノウハウ・スキルを提供し、実務を通じて指導すること。
・指導及び相談の担当者を定め、定期的な面談等により隊員の成長を継続的に支援すること。
・隊員の希望や適性を踏まえ、段階的に役割と権限を委ね、自立を促すこと。

(3) 支える（定住・定着支援）

・隊員の地域への定住のためのサポート及び日常生活に関する助言・相談を行うこと。
・隊員の活動状況について、本町へ適切に報告し、情報を共有すること。

第６章　隊員の取扱い（本町との業務委託契約）

隊員は、協力団体に雇用されるものではなく、本町と業務委託契約を締結する者です。隊員の身分及び契約関係は、次のとおりです。

・隊員は、本町と業務委託契約を締結し、本町から委託を受けて地域協力活動に従事します。
・隊員に対する報酬及び活動費は、本町が隊員に直接支払うものとします。
・隊員は、本町が委嘱する地域おこし協力隊員としての身分を有します。
・隊員と協力団体との間には雇用関係はなく、相互に対等な協働関係とします。
・隊員の服務・活動規律については、九十九里町地域おこし協力隊設置要綱等の定めによるものとします。

第７章　本町と協力団体との関係（協定）

本町と協力団体は、対等な立場に立った連携・協力により本事業に取り組みます。その内容は、双方が合意のうえ「九十九里町地域おこし協力隊協力団体連携協定」（以下「協定」という。）を締結して定めるものとします。

(1) 協力関係の基本

・本町と協力団体との関係は、あくまでも財政支援を伴わない協力関係とします。
・本町は、協力団体に対して、委託料、補助金その他名目のいかんを問わず、金銭的支援を行いません。
・隊員に対する報酬及び活動費は、本町が隊員に直接支払うものであり、協力団体を経由しません。

(2) 本町が行う協力

・隊員の委嘱及び地域おこし協力隊制度に基づく所要の手続き
・隊員との業務委託契約の締結及び報酬・活動費の支払い
・地域の課題、ニーズ、関係機関、生産者等に関する情報の提供
・地域関係者との調整及び隊員の活動が円滑に進むための環境づくり
・協力団体及び隊員の活動に関する広報・情報発信への協力
・その他、本事業の目的の達成に資する事項

(3) 協力団体が行う協力

・第５章に掲げる役割・業務の履行（共に活動し、導き、支える）
・隊員の活動状況・実績についての本町への報告及び情報共有
・地域の産業経済団体・生産者等との連携体制の構築
・地域商社事業を通じた地域内への経済的還元

・その他、協定に定める事項

(4) 協定の変更・解除

協定の内容は、双方の協議により変更することができます。また、やむを得ない事由により協定を解除する場合は、あらかじめ相手方に通知し、隊員の活動及び生活に支障が生じないよう配慮するものとします。

第８章　協力期間・更新

・協定に基づく協力期間は、協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
・協力期間は、隊員の活動状況及び双方の協議により、年度単位で更新することができます。

第９章　応募手続き

(1) 提出書類

・協力団体申込書（別記様式第１号）
・地域商社機能・事業計画提案書（別記様式第２号）
・隊員協働・指導計画書（別記様式第３号）
・定款、規約、会則またはこれらに類する書類
・登記事項証明書（法人の場合）
・町税の滞納がないことの証明書または納税証明書
・その他参考資料（任意、様式自由）

(2) 提出方法等

募集団体数	１団体
提出部数	（1）の書類をまとめて１部
提出方法	持参、郵送またはメール
提出期限	随時受付（協力団体が決まり次第、受付を終了します）
提出先	〒283-0195　千葉県山武郡九十九里町片貝４０９９番地 九十九里町役場　農林水産課農林水産係 Mail：nourin@town.kujukuri.chiba.jp

第１０章　協力団体の選定

(1) 選考方法

選考は書類審査のみで、本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性、継続性、独自性等を、次の審査基準により総合的に評価し、協力団体を選定します。特に、隊員と共に活動し、いかに導くか（協働・指導の実効性）が重要な評価ポイントとなります。

審査項目	主な着眼点	配点
地域商社機能の充実度	販路開拓・商品開発・情報発信等の機能を有し、または獲得計画が具体的か	25 点
隊員との協働・指導計画	共に活動する業務が明確で、指導・助言の体制が実効的か	25 点
事業の実現性・継続性	経営基盤、収益計画、実現可能性が十分か	20 点
地域への貢献・還元	地域内の生産者・事業者への経済的還元や雇用創出が見込まれるか	15 点
連携・協働体制	地域の産業経済団体・生産者等との連携体制が具体的か	15 点
合計		100 点

(2) 失格事由

・提案内容またはその意思について、他の応募者と相談を行うこと。
・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
・その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選考結果の通知

選定の結果は、決定後速やかに応募者に対して文書により通知します。

第１１章　その他（留意事項）

・提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。
・提出いただいた全ての提案書は返却しません。
・提出された提案書は、本事業等の目的以外に、応募者の同意なく使用しません。
・提出期限後の提出・差し替え等は、原則として認めません。
・提案書等を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式自由）を提出してください。
・隊員は本町と業務委託契約を締結する者であり、協力団体との間に雇用関係は生じません。
・審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
・本募集要項の内容は、制度改正や予算の状況等により変更となる場合があります。

第１２章　問い合わせ先

九十九里町農林水産課農林水産係
電話：0475-70-3171
Mail：nourin@town.kujukuri.chiba.jp